

入札監理小委員会の審議事項（官民競争入札における
入札関係書類の評価の追加）について（案）

平成 20 年 10 月 27 日
官民競争入札等監理委員会事務局

1. 官民競争入札における入札関係書類の評価

公共サービス改革法第 12 条の規定により、国の行政機関等の長等が入札関係書類のすべてについての評価を行う場合において、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならないとされている。

2. 入札監理小委員会の設置の趣旨等

これまで入札監理小委員会は、実施要項案の策定等に関する調査検討を行い、その結果を官民競争入札等監理委員会に報告することとし、平成 18 年 10 月より開催されているところ。

また、官民競争入札等監理委員会は、入札監理小委員会の調査結果を踏まえ、公共サービス改革法第 9 条第 5 項及び第 14 条第 5 項に規定する実施要項の議を経る機関決定を行っている。

3. 入札関係書類の評価に関する審議等

平成 21 年度より官民競争入札の対象とする業務・事業が開始されることから、今後入札監理小委員会は、実施要項案の審議のほか、官民競争入札における国の行政機関等の長等が行う入札関係書類の評価に関する調査検討を行い、その結果を官民競争入札等監理委員会に報告することとする。

また、官民競争入札等監理委員会は、入札監理小委員会の調査結果を踏まえ、公共サービス改革法第 12 条に規定する官民競争入札における評価の議を経る機関決定を行う。

4. 今後の審議予定

平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された公共サービス改革基本方針の別表に掲げる以下の官民競争入札対象事業について、入札関係書類の評価の審議を行う。また、今後閣議決定される官民競争入札対象事業についても同様とする。

- ・ 永田町合同庁舎の管理・運営業務（内閣府、平成 21 年 4 月～）
- ・ （独）国民生活センターの全国消費者フォーラム、企業研修事業（平成 21 年 10 月～）
- ・ （独）日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務（平成 22 年度～）
- ・ （独）日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務（平成 22 年度～）

(参考)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（抄）

(官民競争入札への参加)

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

二 入札金額

2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

(官民競争入札の実施及び落札者等の決定)

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。